

令和 2 年 4 月 1 日より加工食品の栄養成分表示が義務化に！



必ず「栄養成分表示」と表示

食品単位は、100g、100ml、1 食分、1 包装、その他の 1 単位のいずれか

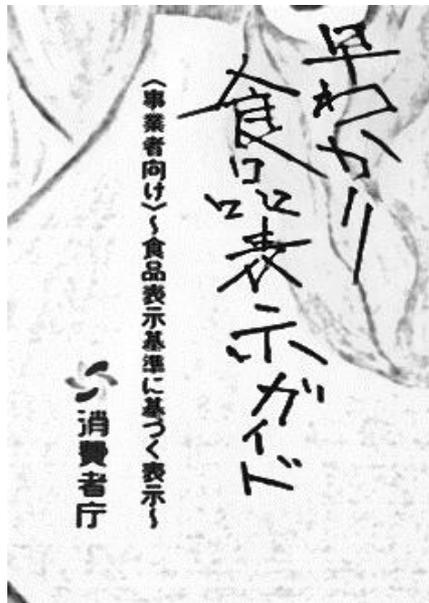
表示の順番も定められています

Na(ナトリウム)は消費者にわかりやすい食塩相当量として表示

栄養成分表示 (食品単位当たり)

| | |
|-------|-------|
| 熱量 | △kcal |
| たんぱく質 | △ g |
| 脂質 | △ g |
| 炭水化物 | △ g |
| 食塩相当量 | △ g |

以上の 5 項目は必ず分析値または、計算値、参照値のいずれかで表示することになります。



●分析値による表示の場合

消費者庁は検査方法について公定法（食品表示基準別第 9 第 3 欄）を定めています。公定法に基づいた検査方法もしくは同等の結果が得られ、かつ妥当性の確認できる検査方法により得られた結果を表示します。

●計算値、参照値による表示の場合

日本食品標準成分表（文部科学省）や食品事業者団体等が作成したデータベースによる原材料、類似した食品の栄養成分値を参照にしたり、これらを基に計算で求めた値を表示することができます。

このように合理的な推定により得られた値で表示する場合は「推定値」である旨を表示する必要があります。参照するデータベースなどの情報は最新版を使用して下さい。

また、手引書として、消費者庁のHP上で「早わかり食品表示ガイド」のパンフレットを見ることができます。

福岡市の各区保健福祉センターの健康課には栄養成分表示に関する相談窓口が設置されています。

●「たっぷり」や「〇〇%カット」などの栄養強調表示を行う場合

食物繊維たっぷり、塩分〇%カット、低カロリーなどの一定の基準より多い又は少ない含有量であることを消費者へわかりやすく表示したものを栄養強調表示と言います。この表示を行う場合も上記 5 項目同様、必ず食品表示基準別表第 9 第 3 欄に定められた検査方法により得られた結果を表示しなければなりません。また、推奨表示の「食物繊維」と「飽和脂肪酸」、任意表示の「ビタミン、ミネラル、コレステロール」等を表示する場合にも欄内に表示しなければなりません。特に「食物繊維」「飽和脂肪酸」は表示の順番・様式が指定されているので注意が必要です。

【F A X 情報に関するお問い合わせ先】

公益社団法人福岡市食品衛生協会

TEL 092-651-5111

【休日のご案内】

● 土曜日・日曜日・祝日

● 年末年始（12月29日～1月3日）

● お盆休み（8月13日・14日・15日） 窓口業務を休ませていただきます。

〔H A C C P（ハサップ）や検査に関するご相談・お問い合わせ先〕

厚生労働大臣登録検査機関公益財団法人北九州生活科学センター KLSC 福岡事業所

福岡市博多区千代 1-2-4 福岡生活衛生食品会館 4 階

TEL 092-642-1001

FAX 092-642-1002

URL : <http://www.klsc.or.jp/>